

津市
～妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業～

安心して出産・子育て 支援していきます！

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援を行います。また、妊婦のための支援給付を実施し、妊婦等の身体的・精神的ケア及び経済的支援を実施します。

妊娠届出時

妊娠届出書アンケートを記入していただき、面談を通して妊婦さんの心配ごとや相談に対応し、妊娠中の過ごし方など安心して妊娠期が過ぎるようにセルフプランを一緒に考えます。

妊娠8か月頃

妊婦さんにアンケートを送付し、その回答内容をもとに、面談を希望した妊婦さんの心配ごとや相談に応じ、出産・出産後の見通しを立てるための情報発信を行います。

出産2か月頃

赤ちゃん訪問等でアンケートを記入していただき、子育てに関する相談への対応や、利用できるサービスの紹介を行い、セルフプランを一緒に考えます。

妊婦支援給付金

1回目

妊娠届出時の面談で妊婦給付認定申請を行います

- 支給額 妊婦一人当たり5万円
- 申請期限 医療機関において胎児の心拍が確認された日から2年

2回目

赤ちゃん訪問時の面談で胎児の数の届出を行います

- 支給額 胎児一人当たり5万円
- 届出期限 出産予定日の8週間前から2年

●必要書類

- ☐ 通帳やキャッシュカードなど振込先口座のわかるもの
- ☐ 母子健康手帳(母子健康手帳の表紙、出産予定日のわかるページ)



必要書類は、左のQRコード(<https://logoform.jp/f/mLSZk>)から提出してください。
※郵送による提出をご希望の場合はご相談ください。

- 津市内に住所を有する妊産婦が対象です。
- 子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定後に津市を転出した場合は、津市の妊婦給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合は、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。
- 各保健センターによる面談後に支給します。

！ 令和7年3月31日までに出産した人に対しては、「妊婦支援給付金」ではなく「子育て応援給付金」を支給します。申請期限は、**対象児童の生後4か月**です。期限を過ぎると支給できませんのでご注意ください。

妊娠・子育てに関する悩みや不安があれば、ひとりで抱え込まず、各保健センターへご相談ください。万が一、流産・死産等され、給付金の支給をご希望される場合は、こども政策課へご連絡ください。

相談・面談について

各保健センター
(市外局番059)

中央保健センター	229-3164	安濃保健センター	268-5800
久居保健センター	255-8864	香良洲保健センター	292-4183
河芸保健センター	245-1212	一志保健センター	295-0112
芸濃保健センター	266-2520	白山保健センター	262-7294
美里保健センター	279-8128	美杉保健センター	272-8089

給付金について

こども政策課
059-229-3155